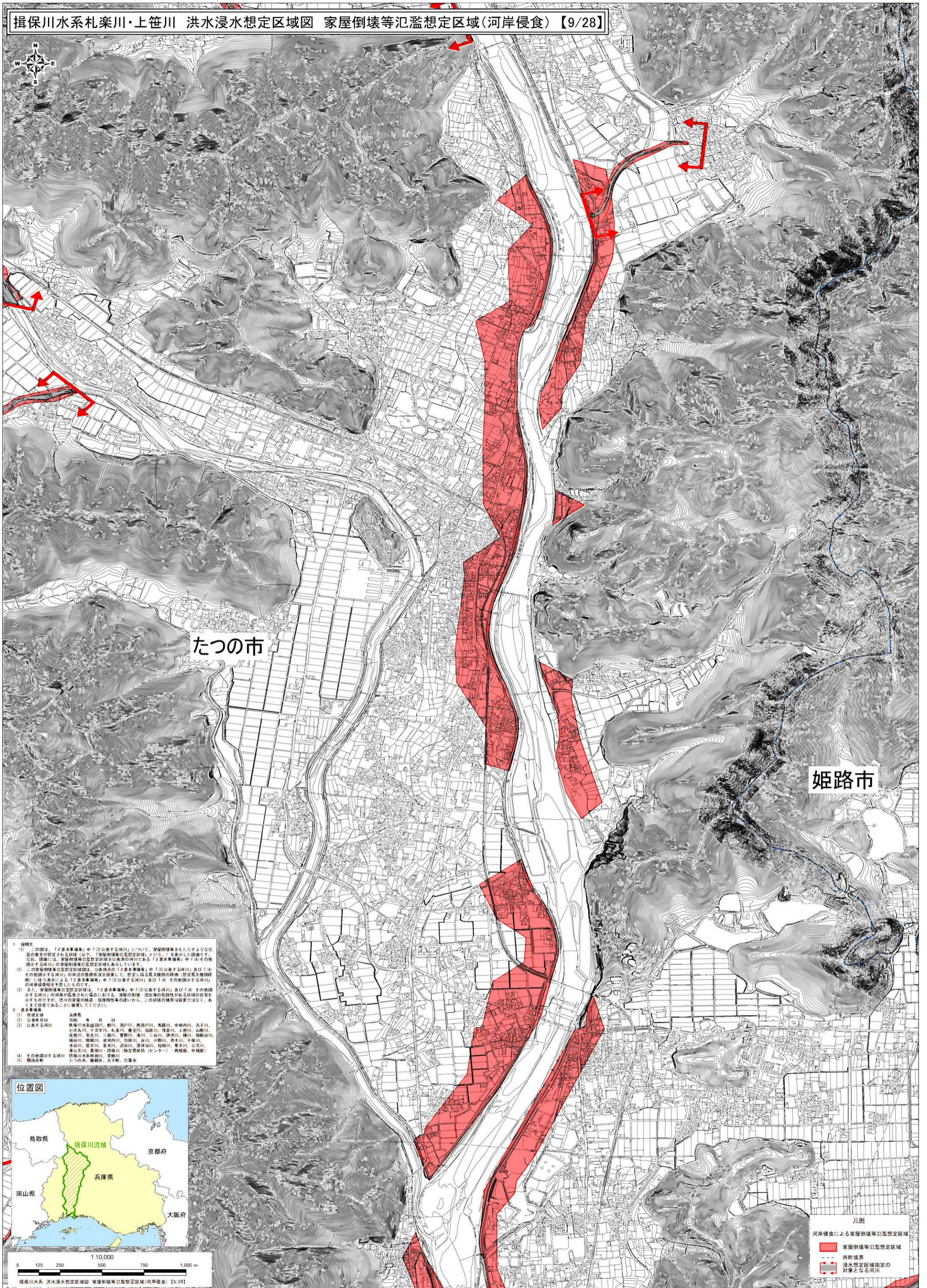


揖保川水系札楽川・上笹川 洪水浸水想定区域図 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食) 【9/28】



1 説明文
 (1) この図は、「2基本事項等」中「③公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。）を表示した図面です。なお、「図面」は、家屋倒壊等氾濫想定区域が公表される河川である「2基本事項等」中「(4)その他公表する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。
 (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「③公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」の河川の氾濫想定区域として、想定される最大規模の洪水（想定最大規模洪水）に伴う洪水による「2基本事項等」中「③公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」の河岸侵食等を想定したものです。
 (3) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、「2基本事項等」中「③公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」の河岸が侵食された場合における、実際の氾濫、流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、従来の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。

2 基本事項等
 (1) 作成主体 兵庫県
 (2) 公表年月日 令和 年 月 日
 (3) 公表する河川 揖保川水系揖保川、新川、揖保川、西野川、馬路川、中野内川、古子川、小次夫川、十文字川、札楽川、善受川、稲穂川、豊吉川、上笹川、山腰川、右見川、安志川、三倉川、豊野川、津川、三谷川、伊勢川、横川、碓氷谷川、碓氷谷川、園城川、桑原内川、引原川、谷川、小野川、赤木川、平塚川、水谷川、赤木川、香木川、淡谷川、深河谷川、福知川、赤木川、公文川、赤公文川、東野川、揖保川（指定氾濫区画（センター））西穂川、中穂川
 (4) その他公表する河川 揖保川水系新田川、堂瀬川
 (5) 関係市町 たつの市、姫路市、太子町、宍粟市



この地図は、たつの市の承諾を得て、たつの市基本地形図デジタルデータ（縮尺1/2,500）デジタルマップを複製使用したものである。（承諾番号 た積第55号02）
 この地図は、姫路市長の承諾を得て、姫路市基本地形図デジタルデータ（縮尺1/2,500）デジタルマップを複製使用したものである。

姫路市

たつの市

凡例
 河岸侵食による家屋倒壊等氾濫想定区域
 家屋倒壊等氾濫想定区域
 市町境界
 洪水浸水想定区域指定の対象となる河川

揖保川水系林田川・佐見川 洪水浸水想定区域図 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食) 【10/28】



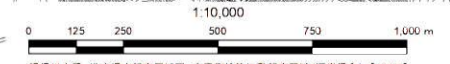
1 説明文
 (1) この図は、「2.基本事項等」中「③公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。）を示した図である。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表済みの河川である「2.基本事項等」中「(4)その他公表する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示している。
 (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表済みの「2.基本事項等」中「③公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」の河道の想定位置を勘案して、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）に由来する洪水による「2.基本事項等」中「③公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」の河岸侵食を想定したものである。
 (3) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、「2.基本事項等」中「③公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」の河岸が侵食された場合に對する、実際の氾濫・流出等の危険性がある区域の目安を示すものであるが、河川の河床の構造・地質特性等の違いから、この区域の境界は任意であり、あくまで目安であることを留意していただきたい。
 2 基本事項等
 (1) 河川名称
 (2) 公表年月日
 (3) 公表する河川

姫路市

たつの市

凡例

- 河岸侵食による家屋倒壊等氾濫想定区域
- 家屋倒壊等氾濫想定区域
- 市町境界
- 洪水想定区域指定の対象となる河川

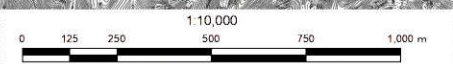


この地図は、たつの市長の承認を得て、たつの市基本地図デジタルデータ（縮尺1/2,500）デジタルマップを複製使用したものである。（承認番号 た積第55号の2）
 この地図は、姫路市長の承認を得て、姫路市基本地図デジタルデータ（縮尺1/2,500）デジタルマップを複製使用したものである。



佐用町

たつの市



揖保川水系 洪水浸水想定区域図 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食) 【11/28】

この地図は、たつの市長の承認を得て、たつの市基本都市図(デジタルデータ) (縮尺1:2,500) デジタルマップを複製利用したものである。(承認番号 たつ第55号02)
この地図は、国土院の承認を得て、同院発行の電子地形図(25000)を複製したものである。(承認番号 〇〇、第〇〇号)

- 1 説明文
- (1) この図は、「2基本事項等」中「③公表する河川」について、家屋倒壊等をめたるような氾濫の発生が想定される区域(以下「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。)を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表する河川である「2基本事項等」中「(4)その他公表する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。
 - (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「③公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」の河川の氾濫状況等を勘案して、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)に伴う洪水による「2基本事項等」中「③公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」の河岸侵食等を想定したものです。
 - (3) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、「2基本事項等」中「③公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」の河岸が侵食された場合に、家屋の前縁、流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、住々の家屋の構造、強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることを留意してください。
- 2 基本事項等
- | | |
|---------------|---|
| 1) 作成主体 | 兵庫県 |
| 2) 公表年月日 | 令和 年 月 日 |
| 3) 公表する河川 | 揖保川水系揖保川、鶴川、西野川、西野川、中野川、古子川、小次丸川、十文字川、札家川、善定川、福原川、渡音川、上野川、山原川、佐用川、安土川、三谷川、豊野川、津川、三谷川、伊勢川、津川、御崎谷川、津谷川、磯崎川、淡河内川、引原川、谷川、小野川、香木川、千保川、水谷川、香木川、香木川、淡河内川、深河内川、和知川、香木川、公文川、香木川、香木川、揖保川(指定県庁舎(センター))、西野川、中野川 |
| (4) その他公表する河川 | 揖保川水系林田川、栗栖川 |
| (5) 関係市町 | たつの市、姫路市、太子町、宍粟市 |

凡例

河岸侵食による家屋倒壊等氾濫想定区域

- 家屋倒壊等氾濫想定区域
- 市町境界
- 洪水浸水想定区域指定の河川

揖保川水系篠首川・滝川・菅野川 洪水浸水想定区域図 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食) 【12/28】



- 1 説明文
- (1) この図は、「2基本事象等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。)を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表する河川である「2基本事象等」中「(4)その他公表する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。
 - (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公表時点の「2基本事象等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」の河川の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)に伴う洪水による「2基本事象等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」の河岸侵食等を想定したものです。
 - (3) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、「2基本事象等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」の河岸が侵食された場合における、河川の崩壊・流石の危険性がある区域の目安を示すものですが、既存の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は目安ではなく、あくまで目安であることを留意してください。
- 2 基本事象等
- (1) 作成主体 兵庫県
 - (2) 公表年月日 令和 年 月 日
 - (3) 公表する河川 揖保川水系篠首川、龍川、滝川、西瀬川、鳥飼川、中瀬川、古子川、小次丸川、十文字川、乳室川、善定川、福原川、穂谷川、上瀬川、山崎川、徳島川、安次川、三谷川、菅野川、瀬川、三谷川、伊賀川、穂川、鳥飼谷川、徳島川、福原川、中瀬川、古子川、小次丸川、善定川、福原川、穂谷川、上瀬川、山崎川、徳島川、安次川、三谷川、菅野川、瀬川、三谷川、伊賀川、穂川、鳥飼谷川、水谷川、豊木川、善水川、渡谷川、深河谷川、和歌川、草木川、公文川、善公文川、高瀬川、揖保川(指定農林局(センター))、西瀬川、中瀬川、鳥飼川水系林田川、豊瀬川
 - (4) その他公表する河川 揖保川水系林田川、豊瀬川
 - (5) 関係市町 たつの市、姫路市、太子町、兵庫県

宍粟市

たつの市



- 凡例
- 河岸侵食による家屋倒壊等氾濫想定区域
 - 家屋倒壊等氾濫想定区域
 - 市町境界
 - 洪水想定区域指定の対象となる河川

この図面は、たつの市長の承認を得て、たつの市基本地形図(デジタルデータ)縮尺1:2500(デジタルマップを複製使用したものである。(承認番号 たつ第55号02))
この図面は、国土院院長の承認を得て、国院発行の電子地形図(2500)を複製したものである。(承認番号 〇〇、第〇〇号)